

令和6年度 社会福祉法人及び社会福祉施設（児童福祉施設を除く） に対する指導監査の実施状況

1 指導監査の実施状況

高槻市社会福祉法人等指導監査要綱及び令和6年度高槻市社会福祉法人等指導監査実施方針に基づき、実地指導監査を実施した。

実施にあたっては、指導監査の目的である福祉サービスの質の確保及び向上を図るため、事業運営の適格性や不適切事項の改善状況の確認及び指導を徹底した。

指導監査を実施した結果、早急には是正又は改善を図る必要があるものとして文書により改善指導を行った事項については、報告書や挙証資料の提出を求め、改善状況を確認するほか、必要に応じて追加資料の提出や法人の代表者等からの説明を求めること等により、改善・是正措置の徹底を図った。

2 社会福祉法人に対する実施状況

(1) 実地指導監査の対象

令和6年度の実地指導監査については、令和4年度から令和6年度までに、すべての法人に対する指導監査が一巡する前提で実施。感染防止対策を講じた上で、法人本部への実地指導監査を実施した。

(2) 実地指導監査の実施結果の概要

対象数	実施数	文書指摘の 件数	左 記 の 内 訳		
			法人運営	会計処理	その他
31	14	59	31	20	8

※ 法人運営とは、定款、登記、理事会等の運営、監事監査等に関する事項をいう。

※ その他とは、情報公開、規程整備、苦情解決体制等に関する事項をいう。

<主な指摘事項>

【法人運営】

役員・評議員への報酬等の適切な支給

- ・役員及び評議員に対する報酬等の支給基準に基づいて支給できていない

役員・評議員の適切な選任

- ・選任の際、各候補者に要件に該当する者が含まれるよう選任できていない
- ・各候補者の選任関係書類について、徴収する書類や時期が規定と一致していない

- ・監事の選任に関する議案を評議員会へ提出する際に必要な監事の過半数の同意を得ていない

評議員会の適切な運営

- ・招集にあたって必要な事項が理事会において決定されていない
- ・招集通知に必要な事項（日時・場所・議題・議案）が記載されていない

理事会の適切な運営

- ・理事会の権限の理事への委任範囲が理事会において明確に決定されていない
- ・理事長及び業務執行理事の職務執行報告が、規定どおりにされていない

【会計処理】

附属明細書の不備

- ・作成すべき附属明細書が作成されていない
- ・計算書類の金額と一致していない

経理規程の内容の不備

- ・経理規程の注記事項に係る条文に記載すべき項目がない

減価償却が適切に処理されていない

3 施設に対する実施状況

(1) 実地指導監査の対象

令和6年度の実地指導監査については、令和4年度から令和6年度までに、すべての施設に対する指導監査が一巡する前提で実施。感染防止対策を講じた上で、施設への実地指導監査を実施した。

(2) 実地指導監査の実施結果の概要

種 別	対象数	実施数	文書による指摘事項の数	左 記 の 内 訳		
				施設運営	会計処理	利用者支援
高齢者福祉施設	38	16	51	9	25	17
障がい者支援施設等	4	1	3	1	0	2
計	42	17	54	10	25	19

※ 施設運営とは、施設設備管理、人事管理、災害防止対策等に関する事項をいう。

※ 利用者支援とは、入所・通所者の支援、保育の実施、食事提供等に関する事項をいう。

※ 障がい者支援施設等とは、障がい者支援施設と保護施設をいう。

<主な指摘事項>

【施設運営】

ユニットリーダー研修を受講した職員を各施設に2名以上配置されていない

ユニット型施設の施設長がユニット型施設の管理等に係る研修を受講していない

【会計処理】

附属明細書の不備

- ・作成すべき附属明細書が作成されていない
- ・計算書類の金額と一致していない

随意契約にあたり、複数の業者から見積を徴していない

【利用者支援】

虐待の防止のための対策委員会において必要な事項が検討されていない

以下の指針に盛り込むこととされている項目に漏れがある

- ・身体的拘束等の適正化のための指針
- ・感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための指針
- ・事故発生の防止のための指針
- ・虐待の防止のための指針

《食事提供》

調理終了後から提供までの食品の衛生的な取扱いが適切でない

- ・調理終了後の食品の温度管理（温かい食品は65℃以上、その他は10℃以下）
- ・調理後の速やかな提供（調理終了後から2時間以内の喫食が望ましい）

保存食が適切に保管されていない

- ・すべての原材料と調理済食品を食品ごとに採取し保存
- ・可食部を50g程度ずつ保存

調理従事者の検便検査について適切な措置がとられていない

- ・新たに雇入れた職員・応援で臨時的に従事する職員における、従事前の検便検査の実施及びその結果の確認
- ・調理業務を委託している場合、委託先の調理従事者の検便検査の実施状況や結果についても、施設側が確認を行う。

4 懸案事項を抱える法人及び施設に対する指導監査の実施状況

懸案事項を抱える法人及び施設に対しては、毎年指導監査を実施すると共に、改善状況の聞き取りを継続的に確認し、継続的かつ重点的な改善指導を行った。